

あさひ

令和4年11月1日

本気で 元気で 根気よく



SNSやネット犯罪から子どもを守る

校長 高野 拓実

1日の最低気温が0℃を挟んで行き来し、少しずつ冬の足音が聞こえる時季となつてまいりました。日暮れがますます早まり、寒くなっていきます。子どもたちには、服装はもとより、滑る道路での転倒、スリップ事故等々、冬型の事故防止に十分気を付けるよう指導しています。登下校時や外出時には、保護者や地域の皆様からも、子どもたちへの声掛けをよろしくお願いいたします。

さて、最近、SNSに関連した事件が続き、とても心が痛む思いです。特にショッキングなのは、SNSで知り合っただけの人とかかわりをもっているということです。SNSでは、送り手の顔が見えず心が伝わらない問題があります。今回は、その問題の典型的な事件ともいえます。

SNSやネット犯罪に巻き込まれる事件は、年々低年齢化していると言われ、学校としても子どもたちへの指導をしっかりと行っていかなければならないと改めて感じました。

スマホ・携帯電話が社会的インフラとして浸透した今日では、緊急時の連絡手段や災害時の安否確認等でスマホ・携帯電話を持たせたいというニーズは高まっているといえます。その分、子どもたちが犯罪に巻き込まれる危険性も増えます。

以前、新聞に「子どものネット世界」について、次のような記事が載っていました。『ゲーム障害に陥ってしまった子どもを救い出すのはかなり難しい。そうなる前の予防が重要である。「ネット依存」が深刻になるのは中学校になってからが多いが、対策する時期としてはもう遅い。』という内容でした。

つまり、「ネット依存」への対策は、購入前が効果的で、それも小学校入学時から進めていくことが大事だということでした。「うちの子はまだゲーム機やスマホを持たせていないから大丈夫だ」「フィルターをかけているから安心だ」とはならない時代になってきました。

小学生にかかわる私たち大人は、SNSやネット犯罪への危機感を強くもち、時代の変化に伴ったルールの見直しを検討していく必要があるように感じました。各ご家庭におかれましても、お子さまがゲーム機やスマホ等を所持しているか否かや、年齢の大小は別にして、気を付けなければならない観点や必要なルールなどについて、この機会にお子様と話し合ってもらいたいと思います。

11月1日から9日にかけて学年ごとに学習発表会を行います。クラスのめあてや自分のめあてをもって練習し、当日に臨みます。保護者の皆様には、子どもたちの頑張りを是非ご覧ください。よろしくお願いいたします。

11月の行事予定

日	曜日	行事等
1	火	学習発表会1年
2	水	学習発表会2年 外国語活動サポーター来校日
3	木	文化の日 学習発表会3年
4	金	
5	土	
6	日	
7	月	学習発表会4年
8	火	学習発表会5年
9	水	学習発表会6年
10	木	8日課
11	金	朝会、クラブ
12	土	
13	日	
14	月	
15	火	諸費納入日
16	水	キッズデザイン出前講座
17	木	
18	金	
19	土	
20	日	
21	月	
22	火	
23	水	勤労感謝の日
24	木	
25	金	委員会
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	
30	水	外国語活動サポーター来校日 8日課

彫刻鑑賞出前授業

旭川市彫刻美術館から貸していただいていた彫刻を使い、旭川市の図工・美術の先生方による出前授業を行いました。対象は5年生でした。子どもたちは、彫刻を見たり触れたりして感じたことを伝え合い、作品に対する見方や考え方を広げ、鑑賞を深めていました。訪れた先生方からも、子どもたちの姿を褒めていただきました。



4年生 博物館見学

飛び出すと危ないぞ! ダミー実験教室

9月27日(火)

3年に1度、ダミー人形を用いた交通安全実験会を行っています。今回は、旭川市防災安全部交通防犯課様のご協力をいただき、車の死角を体験したり、車に轢かれたダミー人形がどのようなになるのか確かめたりすることで、車の事故の恐ろしさや、安全に生活するために大切なことを学びました。子どもたちは、間近で見る車の迫力に驚きながら、交通安全について真剣に考えているようでした。

朝日小では、ほかにも新1年生向けの「わかば教室」、自転車の安全な乗り方を学ぶ「自転車教室」などを通して、子どもたちに安全に生活するための知識を身に付けさせています。



「子どもの人権SOSカード」を頂きました

人権擁護委員の方が来校され、5年生が代表して「子どもの人権SOSカード」を頂きました。

いじめや体罰、不登校や親による虐待といった、子どもを巡る人権問題は周囲の目につきにくい所で発生していることが多く、また被害者である子ども自身も、その被害を外部に伝えるだけの力が未完成であったり、身近に適切に相談できる大人が居なかったりする 경우가少なくありません。このカードには、このような子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話の番号が掲載されています。

当日は、人権擁護委員の方から、命の尊さやいじめを許さないことの大切さなどについてお話をいただき、子どもたちは真剣に聞いていました。

子どもに配慮しているよ！ 子どもの人権110番
一人で悩まずに電話してみよう
☎ 0120-007-110

子どもの人権110番
☎ 0120-007-110

【いじめ】など
学校や家庭での
あなたの悩みを相談してね

相談時間は平日(月～金)の
8時30分から17時15分

子ども人権 SOS-メール
https://www.jinken.go.jp/kodomo

旭川人権擁護委員連合会・旭川地方方法務局
旭川市人権センター

PTA秋の再生資源回収

10月23日に、今年度2回目の資源回収を実施しました。この度も、たくさんのご協力をいただき、収益は、13,228円でした。

ご協力ありがとうございました。



1年生「歯みがき教室」

保護者向けリーフレット

「学校と家庭が協力した『いじめ対応』」

いじめの未然防止、早期発見・早期対応をするためには、教育委員会と学校、家庭がともに、いじめに対する認識、理解を深め、いじめを正確に認知して対応することが重要です。

北海道教育委員会より保護者向けのリーフレットのお知らせがありました。ぜひご覧ください。

併せて、学校HPにある「朝日小学校いじめ防止基本方針」もご覧ください。



保護者向けリーフレット

学校と家庭が協力した「いじめ対応」

いじめかどうかは、
どう判断するのですか？

いじめの定義は
法により示されています。

子どもが、友達の間で、何かしらの行為を受け、心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめと認知します。

Point

- 子どもの感じる被害性に着目して、いじめかどうか判断します。
- 好意から行った行為が意図せず相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、学校はいじめ」という言葉を使わずに、子どもたちに指導することもあります。